

京都市告示第 1 1 3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 5 1 条の 1 9 第 1 項及び第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定により、次のとおり法第 5 1 条の 1 4 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和 6 年 4 月 1 0 日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

スローハンドケア株式会社（代表取締役 辻本 尚信）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市伏見区南新地 4 番地 6

3 事業所の名称

相談支援事業所スローハンドケア

4 事業所の所在地

京都市伏見区阿波橋町 4 1 4

5 指定する事業の種類

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

6 指定年月日

令和 6 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2 6 3 0 9 8 2 4 8 2

(保健福祉局障害保健福祉推進室)